

令和4年度庄内町ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県ようこそ赤ちゃん応援・メッセージギフト事業実施要綱（平成29年4月1日付け家第141号山形県子育て推進部長通知）に基づき、社会全体で生まれてくる赤ちゃんと子育て家庭を応援する気運の醸成を図るとともに、応援メッセージカード等を贈呈する機会に妊産婦等の状況を把握し、適切な支援に結び付けるために行うようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業（次条及び第3条において「赤ちゃん応援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 赤ちゃん応援事業の対象となる者（次条において「事業対象者」という。）は、町内に住所を有する妊婦及び生後4箇月未満の乳児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児を現に監護する者をいう。次条及び第4条において同じ。）とする。

(赤ちゃん応援事業の内容)

第3条 赤ちゃん応援事業の内容は、事業対象者に次に掲げるもの（次条において「ギフト」という。）を贈呈するものとする。

- (1) 応援メッセージカード（妊娠、出産、誕生及び子育てを社会全体で応援するメッセージを記入したものをいう。）
- (2) 子育て支援パンフレット（妊婦及び子育て家庭を対象にした各種制度並びに保育園、認定子ども園及び一時預かり等の子育て支援サービスを一覧にしたものをいう。）
- (3) 赤ちゃんギフト（事業対象者（保護者の場合は4箇月未満の乳児）1人につき2,000円以内の育児用品をいう。）

(ギフトの贈呈)

第4条 ギフトは、庄内町子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成30年庄内町告示第45号）に基づき保健師等が妊婦又は保護者の家庭訪問をするとき、又は個別相談をするときに贈呈するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。